

令和3年度に締結が見込まれる「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)の規定が適用される物品等又は特定役務の調達契約に係る競争入札に参加しようとする者に必要な資格及び資格審査の申請方法等について、次のように定め、公告します。

令和2年11月10日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

1 調達の種類

(1) 物品

印刷、文房具・書籍、学校・保育用品、家具・什器・雑貨、繊維・皮革・ゴム製品、消防用品、写真機械・青写真・第二原図、電気機械・器具、機械器具・工具、測定機器・理科機器・医療機器、車両（電車車両を除く。）、食料・飼料・植物類、薬品・塗料・燃料、看板・標識・金属プレート、建築資材、貨物・会場設営、運搬、環境測定、洗濯、広告、人材派遣、建物管理、清掃、警備、電力、その他

(2) 工事

土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・レンガ・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、軌道工事、解体工事、その他工事

(3) 測量・設計等

建設コンサルタント（道路部門、鉄道部門、都市計画及び地方計画部門、地質部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門、トンネル部門、施工計画・施工設備及び積算部門）、環境調査、補償物件調査、測量業、地質調査業、一級・二級建築士事務所、土地家屋調査士、不動産鑑定業、宅地建物取引業、その他

2 競争入札の参加者の資格

(1) 競争入札に参加しようとする者は、管理者が必要と認める場合を除き、次に掲げる資格を有する者でなければならないこととします。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - イ 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること。
 - ウ 法人税又は所得税及び消費税（これらの税のうち、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条の規定により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項に規定によりその納税を猶予されたものを除く。）の未納がないこと。
 - エ 京都市の市民税及び固定資産税（これらの税のうち、地方税法附則第59条第1項の規定によりその徴収を猶予されたものを除く。）の未納がないこと。
 - オ 京都市の水道料金及び下水道使用料（「新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金・下水道使用料の支払猶予通知書」により、その支払を猶予されたものを除く。）の未納がないこと。
 - カ 建設工事の請負に係る競争入札に参加しようとする者にあっては、次に掲げる要件を満たしていること。ただし、小修繕を除く。
 - (ア) 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けて建設業を営んでいること。
 - (イ) 同法第27条の23第1項の規定による審査（経営事項の審査）を受けていること。
 - (ウ) 次に掲げる届出の義務を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者を除く。
 - a 健康保険法第48条の規定による届出の義務
 - b 厚生年金保険法第27条の規定による届出の義務
 - c 雇用保険法第7条の規定による届出の義務
 - キ 上記カに定めるもののほか、法令の規定により、当該営業について、免許、許可、登録等が必要な場合は、当該免許、許可、登録等を受けていること。
 - ク 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (2) 競争入札に参加しようとする者に相続、合併その他によって営業の承継があった場合においては、上記(1)イからオまでに掲げる資格について、前営業者の資格を承継するものとみなします。
- (3) 物品、工事又は測量・設計等の競争入札参加資格に係る京都市交通局競争入札参加有資格者名簿に現に登載されている者（令和3年4月1日以後に新たに登載されるこ

ととなった者を含む。)は、その資格の種類に応じ、その登載期間(資格の有効期間)中、本公告による新たな申請は必要ありません。

3 資格審査について

競争入札参加資格審査は、京都市、京都市交通局及び京都市上下水道局(以下「3局」という。)が共同して行います。

(1) 資格の種類

「物品」、「工事」及び「測量・設計等」の3種類で、申請書類はそれぞれ異なります。

(2) 申請書類等

「物品」は、3局共通資格となりますので、1部提出することで、3局への共通申請となります。「工事」及び「測量・設計等」は共通資格とはなりませんので、申請する資格ごとに3局から申請先を選択することとします。また、「物品」と「工事」又は「物品」と「測量・設計等」の重複申請はできますが、「工事」と「測量・設計等」の重複申請はできません。

(3) 入手方法

申請書類は、京都市行財政局財政部契約課のホームページで令和2年1月10日からダウンロードすることができます。

(4) 受付期間

令和2年1月10日から令和4年3月30日まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び1月29日から同月31日までを除きます。

(5) 受付時間

午前9時から午前11時30分まで

午後1時から午後5時まで

(6) 受付場所

〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町12番地

サンサ右京5階 京都市交通局企画総務部財務課

(7) 提出書類

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ その他管理者が別に定める書類

(8) 作成に用いる言語等

ア 申請書類等は、日本語で記入してください。外国語で記載したものは、日本語の訳文を添付してください。

イ 申請書類等の金額表示は、外国貨幣額によるものは邦貨額に換算して記入してください。

(9) その他

郵送の場合は、書留郵便又は特定記録によるものとします。

4 結果通知

競争入札参加資格審査結果通知書により、審査の結果を通知します。

5 資格の有効期間

審査の結果を通知した日の翌日から令和4年3月31日まで

6 その他

資格取得後、申請した内容（代表者、受任者、担当者、所在地、使用印鑑等）に変更が生じたときは、申請先に速やかに書面で届け出してください。

また、京都市交通局競争入札参加停止取扱要綱に該当する事由が生じた場合等についても、速やかに報告してください。

7 問合せ先

〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町12番地

サンサ右京5階 京都市交通局企画総務部財務課

電話 075-863-5095

HP <https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000156985.html>

(交通局企画総務部財務課)